

生活福祉資金 貸付制度

ご案内

制度のご利用を考えている方へ 1 p

福祉資金 福祉費・緊急小口資金 3 p
一時的な資金をお求めの方

教育支援資金 5 p
教育資金をお求めの方

総合支援資金 6 p
失業等によりお困りの方

不動産担保型生活資金 7 p
いまのお住まいに住み続けたい高齢の方

令和6年6月
社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

お住まいの地域の社会福祉協議会にまずはご相談ください。

秋田市社会福祉協議会 018-838-6477	能代市社会福祉協議会 0185-88-8186	横手市社会福祉協議会 0182-36-5377	大館市社会福祉協議会 0186-42-8101	男鹿市社会福祉協議会 0185-23-2772
湯沢市社会福祉協議会 0183-73-8696	鹿角市社会福祉協議会 0186-23-2165	由利本荘市社会福祉協議会 0184-23-5519	潟上市社会福祉協議会 018-877-2627	大仙市社会福祉協議会 0187-63-0277
北秋田市社会福祉協議会 0186-63-2109	にかほ市社会福祉協議会 0184-32-3010	仙北市社会福祉協議会 0187-52-1624	小坂町社会福祉協議会 0186-29-3221	上小阿仁村社会福祉協議会 0186-77-3057
藤里町社会福祉協議会 0185-79-2848	三種町社会福祉協議会 0185-83-4861	八峰町社会福祉協議会 0185-77-3551	五城目町社会福祉協議会 018-852-5192	八郎潟町社会福祉協議会 018-875-3871
井川町社会福祉協議会 018-874-2611	大潟村社会福祉協議会 0185-45-2840	美郷町社会福祉協議会 0187-85-2294	羽後町社会福祉協議会 0183-62-5313	東成瀬村社会福祉協議会 0182-47-2700

制度のご利用を考えている方へ

生活福祉資金貸付制度とは

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や障害者、療養や介護を必要とする高齢者のいる世帯に資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより経済的自立と生活の安定を図ることを目的とする公的な貸付制度です。

相談から償還（返済）が完了するまで、市町村社会福祉協議会や民生委員が窓口となって生活困窮者自立支援事業等の関係機関と連携し継続して相談支援を行います。

ご利用いただける世帯

秋田県内に住民登録し居住する次の世帯がご利用いただけます。

対象世帯	内容	世帯収入の目安
低所得世帯	資金の貸付と支援によって自立できると認められる世帯であって、世帯の収入が目安を超えない世帯	世帯の収入が概ね住民税非課税程度または生活扶助基準の1.7倍程度まで
障害者世帯	身体障害者、知的障害者、精神障害者（障害者手帳を有する者または障害者自立支援法のサービスを利用している者）の属する世帯	世帯の収入が生活扶助基準の2.0倍程度まで
高齢者世帯	療養中または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯	世帯の収入が生活扶助基準の2.0倍程度まで

※所得の目安は居住地や世帯の人数により異なりますので、市町村社会福祉協議会の窓口でご確認ください。

次の方は、本資金をご利用いただけません。

- ・ 償還時に償還の見込みが立てられない方
- ・ 本資金（秋田県外を含む）を滞納している方、償還免除を受けた方（連帯借受人、連帯保証人を含む）
※本資金の償還中の方への貸付は、連帯保証人等が貸付の条件となる場合があります。
- ・ 多額の負債がある方
- ・ 債務整理を検討している方、債務整理中の方
- ・ 母子父子寡婦福祉資金、その他の公的な支援制度を利用できる世帯に属する方
- ・ 資金の使途が資金の目的や対象経費と異なる申込の方
- ・ 暴力団員が属する世帯の方

※ 1 追加資料の提出を求める場合があります。

2 申込時に提出された書類は審査の結果にかかわらず返却いたしません。

3 審査結果の内容についてはお答えしておりません。

民生委員による相談支援

- ・ 申込時に、お住まいの地区の民生委員の面談があります。（緊急小口資金、総合支援資金を除く）
- ・ 貸付から償還完了までの間、民生委員が継続して相談支援を行います。

申込方法・手続き

ご相談、お申込みの窓口は、お住まいの市町村社会福祉協議会または地区の民生委員です。

連帯借受人

- ・ 連帯借受人は、借受人と連帯して債務を負担する連帯債務者です。
- ・ 福祉資金の福祉費（就職等支度経費、技能習得経費）、教育支援資金は、就学者等が借受人となり、その世帯の生計中心者が連帯借受人となります。

連帯保証人

連帯保証人は、原則として1名必要です。連帯保証人は次の全てを満たす必要があります。

なお、連帯保証人を立てられない場合は年1.5%の貸付利子がかかります。（緊急小口資金、教育支援資金は無利子）

- ・ 原則として65歳未満の住民税が課税されている秋田県内に在住する方
- ・ 借受世帯の生活の安定を日頃から支援し、償還困難となったときは連帯保証人として債務を履行できる方
- ・ 本資金の借受人や連帯借受人、連帯保証人でない方

貸付利子

資金区分	連帯保証人あり	連帯保証人なし
福祉資金（福祉費、総合支援資金）	無利子	年1.5%
福祉資金（緊急小口資金、教育支援資金）	無利子	
不動産担保型生活資金	年3%または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率	

延滞利子

償還期限内に償還を完了できない場合は、残元金に対し「年3%」の延滞利子が発生します。

必要書類・確認事項

・申込みの際は、次の書類をご準備ください。

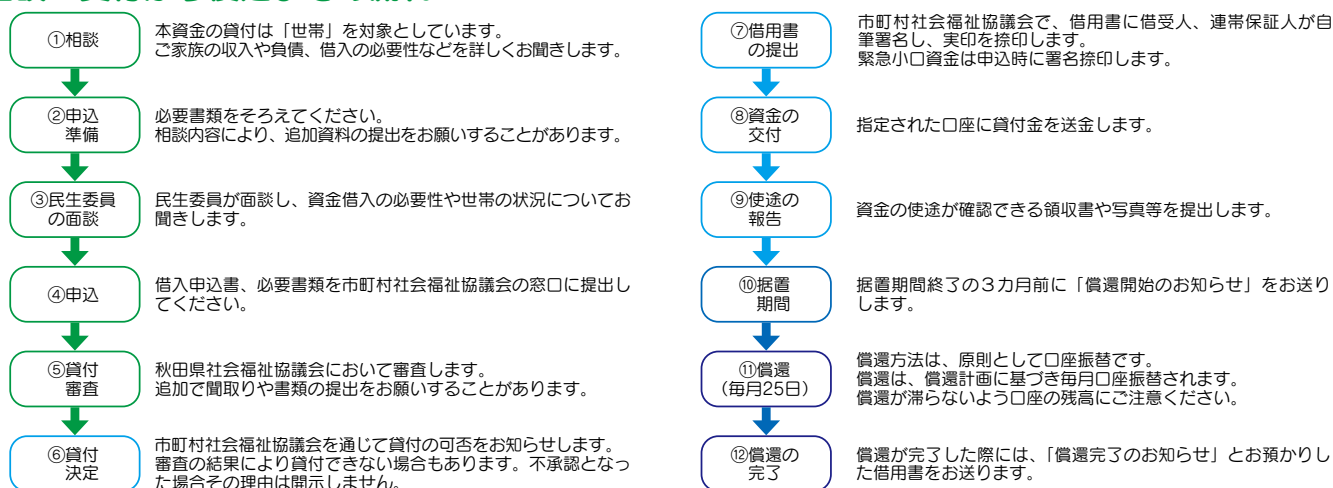
必要書類 (共通)	①借入申込書・世帯月額収支内訳書（所定様式） ②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証） ③住民票（本籍地・続柄記載、世帯全員分、マイナンバー記載なし、直近3カ月以内） ④収入証明書類（申込者、世帯全員、連帯借受申込者、連帯保証申込者の収入証明） 例：源泉徴収票、給与証明書、直近3カ月分の給与明細書、市町村民税課税証明書 ⑤債務状況がわかる書類（残額の明細書など） ⑥資金種類ごとに必要な添付書類
--------------	--

- ・虚偽の申込や貸付金を別の目的に使用した場合は、貸付金を即時に返還いただきます。
- ・毎月の償還額や償還期間、据置期間は、世帯の収入等を考慮して決定します。
- ・貸付が決定した際は、貸付金の「振込口座」の確認と「借用書」、償還のための「口座振替依頼書」を作成するため次の書類をご準備ください。

必要書類	①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証） ②印鑑登録証明書 ③実印 ④貸付金振込・償還金振替口座（通帳、銀行届出印）
------	---

- ・貸付金の送金は、3週間（緊急小口資金は1週間）を目安に借受人名義の口座に振込いたします。
- ・なお、福祉資金の障害者用自動車購入経費、住宅改修経費、生業経費は、専門の委員会に諮ることから2カ月を目安としています。
- ・償還は、口座振替の場合、ご指定の口座から毎月25日の引落です。（休日の場合は翌営業日）

相談・貸付から償還までの流れ（福祉資金、教育支援資金）



個人情報の取扱い

- ・社会福祉協議会では制度を利用した際に得た個人情報は、利用目的の範囲内で取得、利用、保存します。
- ・事業の目的を達成するため、必要な範囲で、全国の都道府県・市区町村社会福祉協議会、自治体、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関に照会し、個人情報を提供または取得することがあります。

福祉資金

福祉費

1. 資金使途 日常生活を送るうえで一時的に必要な経費をお貸しする資金です。
※すでに購入、発注、着工、支払済みの経費は貸付対象となりません。
※資金が交付されましたら資金使途の報告が必要ですので、領収書等を必ず提出してください。
2. 貸付対象 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（療養中または要介護の高齢者（65歳以上）の属する世帯）
※資金が主に障害者や高齢者のために利用される場合は障害者世帯または高齢者世帯の所得の目安が適用されます。
※申込者が申込時65歳以上または償還完了時75歳以上の場合は原則として連帯保証人が必要です。

3. 資金の種類

資金区分	貸付対象経費	貸付限度額	据置期間	償還期間
冠婚葬祭経費	冠婚葬祭に必要な経費 出産に必要な経費	50万円	貸付後 6カ月以内	3年以内
住居移転等・給排水設備等経費	住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費			
就職等支度経費	就職・技能習得等の支度に必要な経費			
災害経費	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円		7年以内
福祉用具等経費	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年以内
療養経費	負傷及び疾病の療養に必要な経費 医療費の自己負担額、移送経費等療養に付随する経費及び療養期間中の生活費	1年以内 170万円 1年6カ月以内 230万円	最終貸付日後 6カ月以内	5年以内
介護サービス等経費	介護サービス・障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生活費			
障害者用自動車購入経費	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	貸付後 6カ月以内	8年以内
住宅経費	住宅の増改築・補修等に必要な経費 公営住宅の譲受けに必要な経費			7年以内
生業経費	生業を営むために必要な経費			460万円
中国残留邦人等年金追納経費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年以内
技能習得経費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生活費	6カ月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	卒業後 6カ月以内	8年以内
その他経費	修学旅行費用、国民年金保険料の未払分の経費など	50万円	貸付後 6カ月以内	3年以内

※毎月の償還額が家計の健全性を損なうことのないようご注意ください。

4. 必要な書類

資金区分	添付書類	確認事項
冠婚葬祭経費	結婚・結婚式、披露宴の経費見積書 出産・母子健康手帳（写） ・分娩に必要な経費の見積書 葬祭・死亡診断書（写） ・業者の見積書または請求書	・結婚費用や出産費用、葬祭費用が対象となります。 ・葬祭に限り、すでに葬儀を執り行った後でも未払いの場合は対象となります。
住居移転等・給排水設備等経費	転居費用・雇用通知書または内定通知書 ・賃貸契約書（写） ・業者の見積書 設備費用・業者の見積書 ・交換器具のカタログ	・窓口は転居先の市町村社会福祉協議会となります。 ・転居の必要性が合理的であることが必要です。 就職先への通勤困難、現在より安い家賃に転居など ・今お住まいの給排水設備の補修工事が対象となります。
就職等支度経費	・採用通知または内定通知書（写） 合格通知または在学証明書（写） ・業者の見積書 ・生活に必要な家電、家具等の見積書	・採用予定の会社から、業務上、自動車運転免許の取得を求められた場合は、免許取得費用も対象となります。 ・支度する方が未成年の場合は、親権者の同意が必要です。
災害経費	・罹災または被災証明書（写） ・工事の平面図（工事前） ・現況がわかる写真（工事前） ・業者の見積書	・災害救助法の適用外の災害による被害や災害救助法の災害援護資金の貸付が対象外となった被害が対象となります。 ・住宅の撤去費用は対象となりません。
福祉用具等経費	・業者の見積書 ・当該用具のパンフレット ・障害者手帳、介護保険証	・高齢者や障害者のための小規模な補修や設備工事も対象となります。 ・市町村や介護保険の制度利用が優先されます。

障害者用自動車購入経費	・ 運転者の運転免許証（写） ・ 購入希望車両の見積書及びカタログ ・ 現在保有している自動車登録証（写） ・ 障害者手帳（写）	・ 障害者や障害児の属する世帯が対象です。要支援・要介護状態は対象となりません。 ・ 障害者用の改造費用が貸付限度額を超える場合は窓口にご相談ください。
住宅経費	・ 住宅増改築補修見積書（所定様式） ・ 業者の見積書 ・ 工事の平面図 ・ 写真（工事前のもの）	・ 工事期間中の転居費用も対象となります。 ・ 新築、土地の購入費は対象となりません。
療養経費	・ 医師の診断書（写） ・ 医療費の概算が確認できる書類（専用の所定様式あり）	・ 生活費は、世帯に必要な家計費などを考慮して決定しますので、ご希望に添えない場合があります。 ・ 健康保険適用外の医療費用や家族の付添いのための交通費等は対象となりません。
介護サービス等経費	・ 利用者負担額が記載された書類 ・ 障害者福祉サービス受給証（写） ・ 介護保険証（写） ・ 償還払いとなるサービス費の内訳が記載された請求書または領収書	・ 生活費は、世帯に必要な家計費などを考慮して決定しますので、ご希望に添えない場合があります。 ・ 施設に入所され住民票を施設に異動した場合は、以前お住まいの市町村社会福祉協議会が相談窓口となります。
生業経費	・ 事業計画書（所定様式） ・ 前年分の確定申告書、収支内訳書 ・ 業種別事業許可証（申請書）、免許証等 ・ 業者の見積書	・ 人件費、不動産取得費は対象となりません。 ・ 法人や団体に対する貸付は行っていません。 ・ 貸付の対象となる事業規模（事業総額）は貸付限度額の3倍以内です。
中国残留邦人等年金追納経費	・ 特例措置対象者該当通知書（写） ・ 追納保険料納付書	・ 中国残留邦人等支援法に基づき国民年金保険料の追納が可能の方が対象です。
技能習得経費	修学・合格通知または在学証明書（写） ・ 学費に関する経費証明書（見積書） 免許・自動車学校の経費見積書 ・ 入校許可証（高校生のみ）	・ 対象となる学校等は、学校法に規定のない専門学校等です。 無許可の学校（塾、カルチャー教室等）は対象外です。 ・ 技能習得する方が未成年の場合は、親権者の同意が必要です。
その他経費	修学旅行の費用 ・ 修学旅行に係る経費明細書 国民年金保険料等の未払い分の費用 ・ 年金機構からの追納の通知書	・ 小・中高校の修学旅行費用の支払いが困難な場合、国民年金保険料を支払うことで年金が受給できる場合などが対象となります。

緊急小口資金

1. 資金使途 必要書類

次の理由により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となる場合にお貸しする少額の資金です。原則として自立相談支援機関等の支援を受けることが必要です。

借入理由	添付書類
①医療費または介護費の支払い等、臨時に生活費が必要なとき	医療費・介護費の請求書
②火災等被災によって生活費が必要なとき	官公署が発行する罹災・被災証明書
③年金・保険・公的給付金等の支給開始までの生活費が必要なとき	年金や公的給付の支給開始時期がわかる書類
④会社からの解雇・休業等による収入減のため生活費が必要なとき	解雇通知書、内定通知書、給与等の支給開始時期がわかる書類
⑤滞納した税金・国保保険料・年金保険料の支払いにより支出が増加したとき	行政・年金事務所が発行する請求書
⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき	公共料金の請求書・督促状
⑦法に基づく支援や実施機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき	公的給付の支給開始時期がわかる書類
⑧給与等の盗難によって生活費が必要なとき	盗難届出報告書
⑨その他（家賃の滞納など）	家賃滞納による退去を命ぜられた督促状

※入院費用や公共料金等が支払済みでも領収書等により貸付の対象となります。

2. 貸付対象

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（療養中または要介護の高齢者（65歳以上）の属する世帯）

3. 貸付内容

貸付限度額	据置期間	償還期間
10万円以内	2カ月以内	12カ月以内

教育支援資金

1. 資金使途 高等学校、大学、高等専門学校への入学や就学に際し必要な経費をお貸しする資金です。
 ※高等学校は中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、大学は短期大学、専修学校の専門課程を含みます。
 ※学校教育法に規定のない学校（職業能力開発校等）は福祉資金（技能習得経費）で対応します。

2. 貸付対象 低所得世帯

3. 資金の種類

資金区分	使途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間
教育支援費	①学校等から一律に納付を求められる経費 授業料、施設整備費、実験実習費など ②その他修学に必要な経費 通学費、アパート代（食費を含む）、寮費など	高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大学 月額65,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内 （貸付額により期間の目安あり）
就学支度費	入学に際し必要な経費 入学金、制服、教科書・参考書等の学用品	50万円以内		

※教育支援費について、就学に必要な経費が貸付限度額を大きく超える場合は、窓口にご相談ください。

4. 連帯借受人 就学する方が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となります。

5. 必要書類

教育支援費	・（新入学）合格通知書（写）（在学者）在学証明書 ・修学に関する経費内訳書（所定様式） ・修学に必要な経費の内訳がわかる書類
就学支度費	・合格通知書（写）または入学許可証（写） ・入学に関する経費内訳書（所定様式） ・入学に必要な経費の内訳がわかる書類

※事前審査をご希望の方は、受験票または入学願書（写）をご準備ください。

6. 確認事項
- ・一人親世帯の方は、母子父子寡婦福祉資金の活用を優先してください。
 - ・他の公的支援制度である日本学生支援機構や秋田県育英会の奨学金制度、県立高等学校の授業料・就学支援金の活用をご検討ください。
 - ・貸付額に応じた償還期間の目安は、次のとおりです。

貸付額	償還期間の目安
100万円以内	10年以内
200万円以内	15年以内
200万円超	20年以内

※毎月の償還額は、5,000円を下回らない額を目安に設定してください。

- ・借受人が未成年の場合は、貸付契約は法定代理人（親権者、未成年後見人等）の同意が必要です。
- ・支払済みの経費は貸付対象となりません。
- ・貸付金の送金は、就学支度費は一括、教育支援費は上半期分・下半期分（6カ月分）の年2回です。
- ・事前審査の場合の初回送金は、合格発表後となります。
- ・資金の使途報告として、学校等への納付書や支度費に関する領収書等を必ずご提出ください。
- ・就学期間中は、毎年、学修の状況をご報告いただきます。

総合支援資金

1. 資金使途 失業や収入の減少により生活の維持が困難となった世帯に求職活動中の生活費や一時的な資金をお貸しする資金です。
2. 貸付対象 低所得世帯（次のいずれにも該当する世帯）
 - ①失業等による収入の減少は一時的であり、求職活動など仕事に就く努力をしていること
 - ②申込者の年齢が申込時65歳未満または償還完了時75歳未満であること
 - ③現に住居を有している、または住居確保給付金の申請を行い住居の確保が確実に見込まれること
 - ④自立相談支援機関の支援を受けることに同意していること
 - ⑤失業等給付、職業訓練受講給付金の職業訓練受講手当、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付を現に受けていないこと

3. 資金の種類

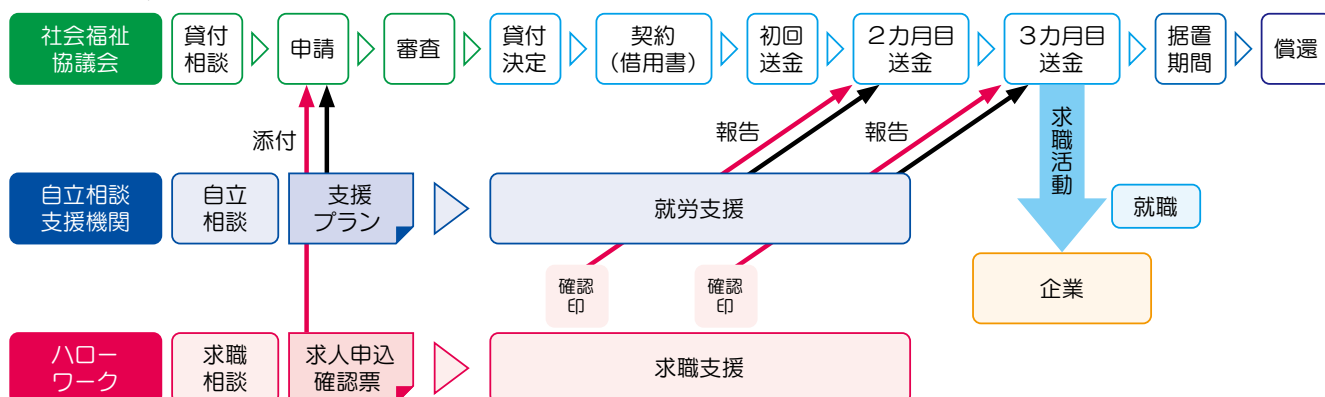
資金区分	使途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間
生活支援費	生活再建までの間の必要な生活費 原則3カ月、最長12カ月 ・食費、日用品、就職活動費等	月額20万円以内 単身世帯は 月額15万円以内	最終貸付日後 6カ月以内	10年以内
住宅入居費	住宅確保給付金を申請している場合で住宅の 賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内	貸付日後 6カ月以内 (生活支援費を借 りた場合は生活 支援費の最終貸 付日から6カ月 以内)	
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要な経費 ・就職活動・就業のための支度費 ・住宅確保給付金を申請している場合の最低 限の家具什器費 ・滞納した家賃、公共料金等で支払わなければ退去、電気等が停止となる場合の支払い に必要な経費	60万円以内		

※生活支援費の貸付月額、申込者の希望額、失業前の収入状況、世帯に必要な家計費、現在の収入、償還能力などを考慮して決定いたしますので、ご希望に添えない場合があります。

4. 必要書類

生活支援費	相談受付申込票、プラン兼事業等利用申込書（自立相談支援機関） 自立計画（支援プランが作成されない方） 求職申込み・雇用施策利用状況確認票（ハローワーク） （離職中）離職票または退職辞令、雇用保険受給資格者証、個人事業の廃業届等 （収入減）収入の増減がわかる書類（給与明細書等）
住宅入居費	不動産賃貸契約書（写）、住宅確保給付金支給対象者証明書（写）
一時生活再建費	必要な経費に係る請求書または見積書 （滞納家賃請求書、公共料金請求書、家財道具の見積書等）

5. 貸付の流れ



不動産担保型生活資金

1. 貸付使途 いまお住まいの不動産（建物、土地）を担保に生活費をお貸しする資金です。
2. 貸付対象 （次のいずれにも該当する世帯）
 - ①申込者が単独で所有している（同居の配偶者との共有を含む）不動産（建物、土地）に居住している世帯で、今後も居住する意があること
 - ②世帯の構成が次のいずれかであり、かつ構成員が原則として65歳以上であること
 - ・ 単身、夫婦のみ、単身または夫婦と借受人もしくは配偶者の親
 - ※子どもや孫が同居している場合は貸付対象外です。
 - ③世帯の収入が住民税非課税または均等割のみ課税の低所得世帯であること
3. 担保
不動産 （次のいずれにも該当する不動産）
 - ①不動産（建物、土地）に借地権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと
 - ②土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅であること
 - ※土地の評価額は、償還時の不動産の売却を考慮し、更地価格から家屋の解体費用を控除した額となります。
 - ※貸付月額によっては土地の評価額が1,000万円程度でも貸付対象となります。
 - ※借地借家、マンション、土地が市街化調整区域の場合は貸付対象外です。
4. 貸付内容

貸付限度額	貸付月額	貸付期間
土地の評価額の7割	30万円以内	貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間、または契約の終了（借受人の死亡）までの期間 貸付期間が3年以上であること
据置期間	償還期限	貸付利子
契約終了後3カ月以内	据置期間終了時に一括償還	年3%または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率
5. 連帯保証人 推定相続人の中から1名選任する必要があります。
6. 必要書類

世帯に関する書類	・ 推定相続人が記載されている戸籍謄本 ・ 推定相続人の借入同意書
土地に関する書類	・ 土地及び建物の登記簿謄本 ・ 土地の公図、位置図、地籍図（本人が所有する場合） ・ 土地及び建物の固定資産税台帳または固定資産評価証明書
7. 確認事項
 - ・ 土地の評価は、不動産鑑定士が行います。
 - ・ 土地の評価に係る費用（不動産鑑定料、3年ごとの再評価鑑定料、不動産登記費用、戸籍謄本や証明書の発行手数料など）は申込者のご負担となります。
 - 貸付に至らなかった場合や申込者の都合で借入を辞退された場合も費用は申込者の負担となりますのでご了承ください。
 - ・ 貸付元金利子が限度額に達した場合は貸付が終了（契約停止）となりますので、毎月の貸付額は人生設計を念頭に慎重にご検討ください。
 - ・ 借入申請から初回送金まで、3カ月程度を目安としています。
 - ・ 貸付金は、指定された口座に3カ月ごとに送金します。
 - ・ 契約の終了時（借受人の死亡）には、相続人や連帯保証人の自己資金または担保不動産を売却して貸付元利金を一括償還していただくこととなります。

8. 貸付の流れ

